

料金改定のお知らせ

下記の通り料金の改定を行う予定です。(平成30年1月1日付)

尚 所管行政庁等の指導等により、予定料金に変更がある場合があります。

住宅性能評価料金

改定の概要

1. 平成27年4月1日 住宅性能表示制度が大幅に改定され、「評価項目」の範囲が見直されました。
必須項目(4項目 耐震性・劣化対策・維持管理・温熱環境)と選択項目(必須以外)に分類
「温熱環境・エネルギー消費量」に
5-1 断熱等性能(外皮性能)及び5-2 一次エネルギー消費量の導入
このため【「必須項目」(基本料金) + 「選択項目」の選択範囲】 による料金体系に整理しました。
2. 共同住宅の【面積区分と料金】を、申請案件の実態に即した体系に整理しました。
小規模の共同住宅(300㎡前後)の料金は「500㎡以内」と一括りの料金でしたが、
「300㎡以内」及び「300超え500㎡以内」に細区分
3. その他
製造者認定等 「建築物省エネ法」の制定(平成28年4月施行)に伴う
認定取得項目の実態に合わせた料金に改定
6-3 室内空気中の化学物質の濃度等の「濃度測定」料金は
都度の調査会社等への外注となることから、別途見積りとしました。

住宅性能評価料金表

株式会社 近確機構

- *業務区域：当社の業務区域のすべてに適用します。
- *評価料金：戸建住宅と共同住宅を区分して定めます。
- *戸建住宅の併用住宅については「戸建住宅」として扱います。
- *料金算定用の床面積は、建築基準法施行令第2条第4項に規定する延べ面積とします。
- *建設住宅申請は1戸につき紛争処理負担金を別途4,000円加算します。(負担金に消費税はかかりません)
- *評価料金には別途消費税(8%)が加算されます。
- *評価書の再交付(変更が無く交付後2年未満のものに限る)は 5,000円/件(消費税別途加算)とします。
- *料金は(基本料金+選択項目による加算料金)+遠隔地検査料金となります。
- *遠隔地検査料金:当社確認検査業務にかかる遠隔地検査料に準じ加算します。(別表)
- *本料金表に記載のない条件案件については別途見積りとなります。

1. 戸建住宅

(1) 基本料金 * 必須項目及び選択項目のうち5-1を含む)

(単位:円)(税別)

住宅性能評価の区分	延べ面積200㎡以下	延べ面積200㎡超 及び併用住宅
①設計評価料金	40,000	50,000
・変更設計評価料金(1回の変更につき)	20,000	25,000
②建設評価料金	70,000	100,000
・変更建設評価料金(1回の変更につき)	37,000	50,000
製造者認証等	取得項目	
①設計評価料金	(構造+劣化+温熱)	28,000
	(構造+劣化)	32,000
②建設評価料金	(構造+劣化+温熱)	50,000
	(構造+劣化)	56,000
	紛争処理負担金	4,000円/戸(非課税)
6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別途見積り	別途見積り

(2) 選択項目による加算料金

(単位:円)(税別)

①設計評価料金に加算する料金 選択項目(下記を除く) 5-2 一次エネルギー消費量等級	200 (/分野) 2,000 /戸	
②建設評価料金に加算する料金 選択項目(下記を除く) 5-2 一次エネルギー消費量等級	200 (/分野) 2,000 /戸	*変更申告(軽微な変更)で ・5-1,5-2に係る計算を伴う場合 5,000 /戸 ・構造計算等の再検討が必要な場合 5,000 /戸 の別途料金が追加されます

*追加料金

- ①建設住宅性能評価料金は 4回の検査対象工程を標準としています。
・4回を超える場合は1回の検査につき20,000円(消費税別途加算)を加算します。
- ②建設住宅性能評価のための再検査(是正状況確認等)を行う場合は
1回の検査につき20,000円(消費税別途加算)加算します。

2.共同住宅等

(1)基本料金 *必須項目及び選択項目のうち5-1を含む)

(単位:円)(税別)

床面積の合計	料金額	
	①設計評価料金	②建設評価料金
300㎡以内	80,000	150000
300㎡超え 500㎡以内	120,000	200,000
500㎡を超え 1,000㎡以内	150,000+M×4,500	150,000+M×8,000
1,000㎡を超え 2,000㎡以内	200,000+M×4,500	200,000+M×8,000
2,000㎡を超え 5,000㎡以内	250,000+M×4,500	250,000+M×8,000
5,000㎡を超え 10,000㎡以内	300,000+M×4,500	300,000+M×8,000
10,000㎡以上	別途見積	別途見積
摘要		紛争処理負担金4,000円/戸 (非課税)が別途加算されます

$$M: \text{評価を行う戸数} + \left(\frac{\text{全戸数} - \text{評価を行う戸数}}{2} \right)$$

*寄宿舎・サービス付き高齢者住宅等の場合(共用廊下等共用部分の無い場合など) M は下記によります。

$$M = H + (TT - H) / 2$$

TT=全戸数(室数)

H=評価書交付件数

*1 料金は棟単位の料金です。

*2.変更設計評価、変更建設評価料金は上記表の1/2を上限として変更内容により減額します。

*3.製造者認証等の建築物は 設計評価料金及び建設評価料金は30%を上限に減額します。

*4.追加料金

①建設住宅性能評価料金は 15階建までの検査対象工程(6回)を標準としています。

・15階を超える場合は検査対象工程1回増す毎に20,000円(消費税別途加算)加算します。

②建設住宅性能評価のための再検査(是正状況確認等)を行う場合は

1回の検査につき20,000円(消費税別途加算)加算します。

(2)選択項目による加算料金

(単位:円)(税別)

①設計評価料金に加算する料金 選択項目(下記を除く)	(/戸/分野)	
5-2 一次エネルギー消費量等級	100	
8-1,8-2 床衝撃音対策 (重量、軽量)	500	
8-3 透過損失等級 (界壁)	500	
8-3 透過損失等級 (界壁)	100	
②建設評価料金に加算する料金 選択項目(下記を除く)	(/戸/分野)	
5-2 一次エネルギー消費量等級	100	*変更申告(軽微な変更)で
8-1,8-2 床衝撃音対策 (重量、軽量)	500	・5-1,5-2に係る計算を伴う場合
	500	500円 /対象戸数
		・構造計算等の再検討が必要な場合 別途料金が追加されます
6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	別途見積り	